

教義第1345号

令和3年6月10日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

教職員の服務規律の確保について

本県の教育行政の推進にあたり、日頃から御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、教職員の服務規律の確保については、平素から御配慮をいただいているところですが、もとより教育公務員は、教育を通じて国民全体の奉仕者として自己の使命を自覚し、その職責の遂行に全力で努めなければなりません。

しかしながら、この度、中学校教諭の体罰事案に対する懲戒処分がなされ、児童生徒・保護者をはじめ、県民の教職員に対する信頼を著しく損なう事となったことは極めて遺憾であります。体罰は、いかなる場合においても許されない行為であることを、全教職員が改めて深く自覚する必要があります。また、教職員の不祥事が発生するたびに、教育行政に対する県民の信頼は失われ、教育行政の進展に影響を及ぼすことを常に心にとめて職務の遂行にあたる必要があります。

つきましては、教職員一人ひとりが勤務時間の内外を問わず、公務員として常に高い倫理観と使命感を持った行動を行うとともに、学校での職場内研修等を実施し、綱紀粛正及び服務規律の徹底が図られるよう各市町村（組合）教育委員会におかれましても、特段の御指導をお願いします。

また、5月12日付教義第755号「児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について（通知）」において周知したとおり、わいせつ行為等の根絶に向けた取り組みについても、引き続き全力を尽くし、服務規律の確保に努めるよう併せてお願いします。

義務教育課 人事担当

TEL055-223-1757